

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 不合理な遺言への対応

Q : 先月、父が亡くなりました。父の遺産は、自宅の土地建物や預金などですが、遺言書には、財産のすべてを長女に相続させると書いてありました。

相続人は、私と長女の2人ですが、長男である私は納得できません。長女の手に入った財産を一部でも取り返す方法がありますか。

A : 財産の4分の1については、遺留分として減殺請求をすることができます。

【解説】

相続人の生活保障や共同相続人間の公平な財産相続をはかるため、遺留分という制度が設けられています。遺留分というのは、相続人が相続財産のうち、これだけは自分のために残しておいてもらえるという部分のことですが、兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺留分権利者全体で認められている遺留分の率は、次のように決まっています。

- (1) 直系尊属のみが相続人の場合は相続人全体で3分の1
- (2) それ以外の場合は相続人全体で2分の1

遺留分の侵害を受けた相続人は、遺留分の減殺請求という手続きでこの侵害を取り戻すことができます。この手続きは、遺留分減殺請求書を送付することにより行いますが、後日の証のため、内容証明郵便によるべきです。

なお、遺留分減殺請求権は、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈を知った時から1年で時効により消滅します。また、知不知にかかわらず相続の開始の時から10年を経過した時も減殺請求権は消滅します。

